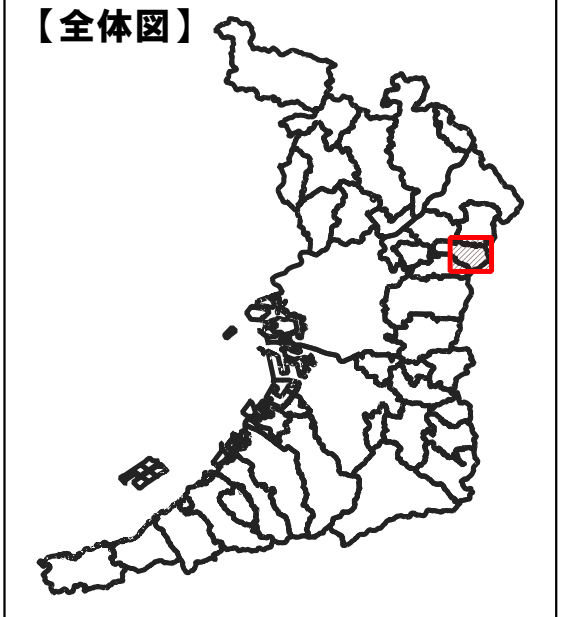
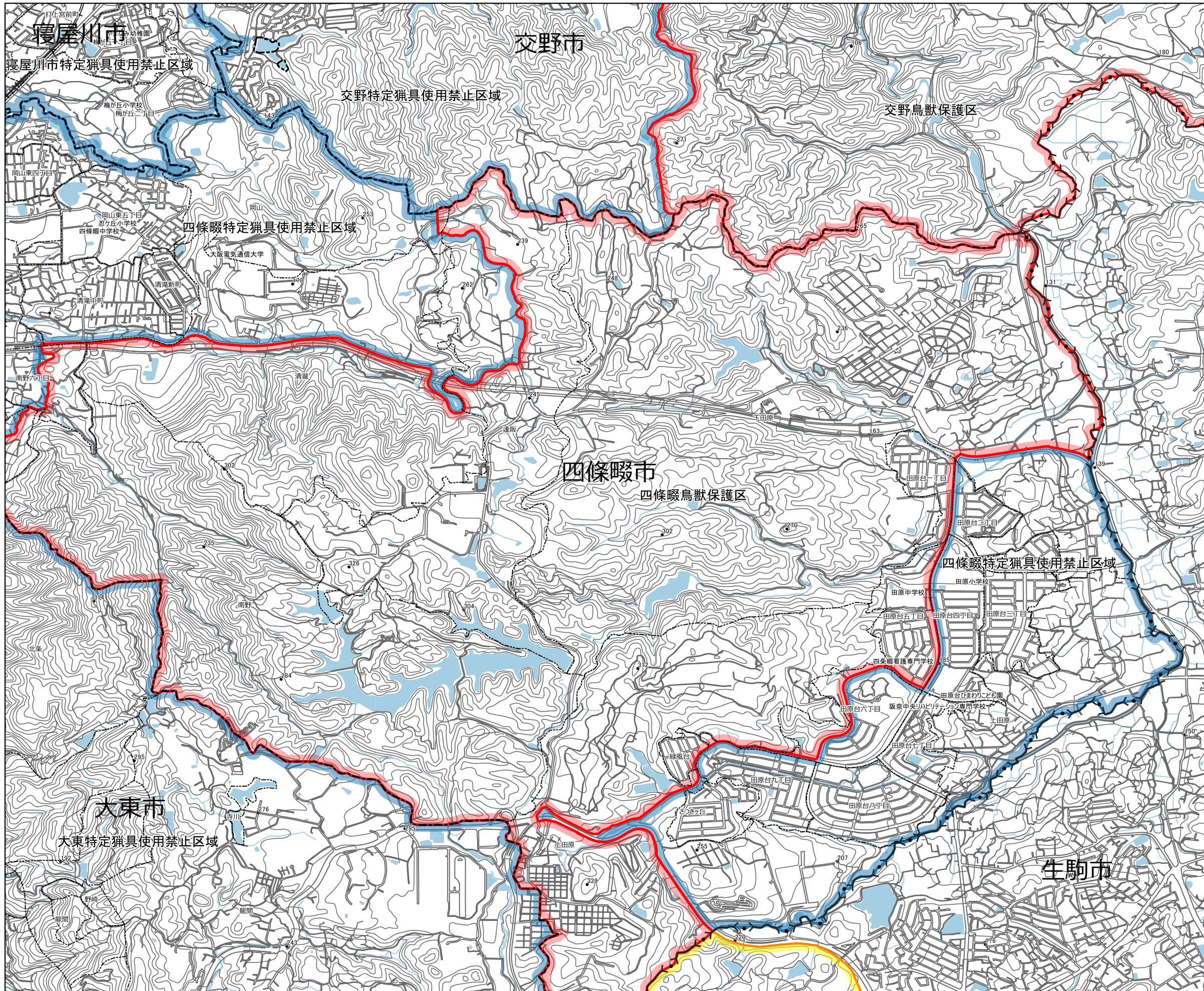


29 四條畷特定猟具使用禁止区域(2)

1:12,000
0 250 500 m



- 【凡例】**
- 鳥獣保護区
 - 鳥獣保護区特別保護地区
 - 特定猟具使用禁止区域(銃)
 - 鳥獣保護区(他府県)

【指定区域】
 大阪府砂防設備讃良川砂溜工(整理番号18-04)を起点とし、同点から北に直進し、四條畷市と交野市との境界線の交点に至り、同点から四條畷市と交野市との境界線を西進し、四條畷市、交野市及び寝屋川市との境界線の交点に至り、同点から四條畷市と寝屋川市との境界線を西進し、四條畷市、寝屋川市及び大東市との境界線の交点に至り、同点から四條畷市と大東市との境界線を東進し、大阪府砂防設備神社谷砂溜工(整理番号22-01)に至り、同点から四條畷神社の敷地西端に沿って北進し、市道南野9号線との交点に至り、同点から市道南野9号線を北進し、市道南野2丁目17号線との交点に至り、同点から市道南野2丁目17号線を北進し、権現川との交点に至り、同点から権現川を東進し、御机橋との交点に至り、同点から御机橋を北進し、市道南野8号線との交点に至り、同点から市道南野8号線を西進し、市道南野6丁目17号線との交点に至り、同点から市道南野6丁目17号線を北進し、国道163号線との交点に至り、同点から国道163号線を東進し、清滝橋北詰先の市道清滝下田原線との交点に至り、同点から市道清滝下田原線を東進し、讃良川との最北の交点に至り、同点から讃良川を北進し、起点に至る線で囲まれた区域及び四條畷市と奈良県、国道163号線との境界線の接点を起点とし、同点から国道163号線を西進し、市道田原中央線との交点に至り、同点から市道田原中央線を南進し、市道大谷地線との交点に至り、同点から市道大谷地線を西進し、府道中垣内南田原線との交点に至り、同点から府道中垣内南田原線を西進し、府道大阪生駒口線との交点に至り、同点から府道大阪生駒線を東進し、奈良県と四條畷市との境界線との交点に至り、同点から奈良県と四條畷市との境界線を東進し、起点に至る線で囲まれた区域

※この地図は鳥獣保護区等の区域を参考に示したものです。各区域の境界付近での狩猟は控えるようにしてください。
 ※他府県の鳥獣保護区は参考として示しています。詳しくはその府県の地図等で確認してください。